

あなたの年金 ですか

加入から受給までの疑問に答える

日本人の平均寿命はどんどん延びて、いまや六十五歳以上の高齢者の人口は、全国で一千万人を超え、熊本県においても約二十一万となり、県人口の一一・八%を占めるに至っています。

このような状況の中で「年金」は、県民の間にすっかり定着し、年金に対する関心も非常に高まり、今日では、年金は老後の生活設計になくてはならないものとなっています。

ところで、国民皆年金制度のもとにおける私たちと年金の関係をみますと、年金加入から年金受給まで一生のうち大半にわたり「年金とのつきあい」が続くことになり、年金制度のしくみ、内容をよく知り、年金の役割などを理解することが、自分の老後生活を守ることに必要といえます。

一方、年金制度は、複雑でなかなかわからないという声もよく聞かれます。そこで、県民の方々から寄せられた年金についてのお問い合わせを中心に紹介してみました。

だれでも年金加入を

(問) 年金制度のしくみについて、簡単に教えて下さい。

(答) わが国の年金制度は、厚生年金・国民年金をはじめとする八つの制度に分かれており、だれもがいずれかの制度に加入する「国民皆年金」のしくみとなっています。(図1参照)

一般の勤め人を対象とした厚生年金、海上で働く船員を対象とした船員保険、公務員を対象とした共済組合、そして農業、漁業、商業などの自営業の人とその家族を

途中で会社をやめたら

(問) 私は三十一歳で、昨年の七月に八年間勤めていた会社を退職して商売を始めました。国民年金に加入しなければなりませんか。

(答) 国民年金は、二十歳から五十九歳までの人で、職場の年金(厚生年金、船員保険、共済組合)に加入していない人が、すべて加入することになっています。つまり、農業・商業を営む人、開業医・弁護士などの自由業の人、従業員五人未満の職場やサービスの職場で働く人とその家族は、国民年金に加入しなければなりません。

わが国の年金制度

- (1) 国民年金
- (2) 厚生年金保険
- (3) 船員保険
- (4) 国家公務員共済組合
- (5) 地方公務員等共済組合
- (6) 公共企業体職員等共済組合
- (7) 私立学校教職員共済組合
- (8) 農林漁業団体職員共済組合

図1

ご存知

あなたは、会社をやめて商売を始めたということですので、国民年金に当然加入となり、会社をやめたとき(昭和五十六年七月)にさかのぼって加入することになります。また、会社に勤めていた八年間については、国民年金に加入することで将来、国民年金の老齢年金のほかに厚生年金からも通算老齢年金がつけられることになり

ます。

なお、あなたの場合、保険料もさかのぼって納めなければなりません。国民年金の保険料は、年齢や性別、収入に関係なく一カ月四千五百円(昭和五十七年四月か

らは五千二百二十円)になっています。

国民年金の手続きは、市役所・町村役場の年金係で取扱っておりますので、すぐに手続きをして下さい。

あなたはどの年金?

国民年金 農林・漁業・自営業 など他の年金に加入 しない人……	
厚生年金 会社や工場などに勤 めている人……	
船員保険 汽船や漁船に乗りく む船員……	
5種類の 共済組合 県や市町村・公社など に勤めている人……	

サラリーマンの

奥さんは

(問) 私は二十五歳の家庭の主婦です。昨年まで会社に勤めていましたが、会社員の夫と結婚し、会社をやめました。

私は国民年金に加入しなければなりませんか。

(答) 国民年金は厚生年金や共済組合など、どの年金にも加入し

ていない人を加入の対象としていますが、サラリーマンの奥さんは、必ず加入しなくてもよい、任意加入となっています。

これは、ご主人が加入されている厚生年金から、あるていどの年金の保障がつけられるからです。たとえば、ご主人が老齢年金をうけるばあい配偶者加算があるとか、ご主人が死亡されたときには遺族年金が受けられるといったこ

